

「福、笑い」生産に係る登録制実施要綱

(目的)

第1条 新品種「福、笑い」の生産に当たり、福島県オリジナル米生産販売推進本部長（以下、「推進本部長」という）が定めた生産・販売方針に基づき、品種特性を十分に発揮した高品質・良食味の「福、笑い」を確実に確保するため、GAP認証取得生産者により構成される研究会単位で生産に取り組むこととし、その登録等に関し、必要な事項を定める。

(研究会の認定・登録要件)

第2条 推進本部長は、以下の要件を満たしている複数生産者（3戸以上）により構成される研究会を、認定・登録する。

(1) 研究会の構成員

構成員は、GAP（GLOBAL G. A. P.、ASIAGAP、JGAP、FGAP）の認証を取得していること。

(2) 定款・規約の作成及びその実行

研究会には、以下の項目を網羅した定款または規約を作成し、実行することを求める。

- ① 構成員の資格に関すること。
- ② 生産・販売計画の作成及び生産・販売実績の報告に関すること。
- ③ 推進本部が策定したブランド化戦略推進への協力に関すること。
- ④ 構成員に対する種子の希望集約と配付に関すること。
- ⑤ 構成員への栽培マニュアルに沿った栽培及びGAPの指導・情報提供の実施に関すること。
- ⑥ 県が開催する研修会等への構成員への参加誘導に関すること。
- ⑦ 栽培履歴・GAPに基づく構成員の生産活動の確認に関すること。
- ⑧ 食味・品質基準に基づく生産物仕分けの実施に関すること。
- ⑨ 栽培適地における作付けの実施に関すること。
- ⑩ 事務局の設置に関すること。

(研究会の遵守事項)

第3条 研究会の遵守事項は以下のとおりとする。

- (1) 研究会は、会員の出荷に際し、以下の基準を遵守するとともに、食味・品質基準を満たさない米については自主的に仕分けを行い、区分して集荷・販売すること。

【調製基準】調製篩目 1.9mm以上

【食味・品質基準】玄米タンパク質 6.4%以下（水分15%換算）

【等級基準】農産物検査 1等

- (2) 研究会は別途定める方法・手順により、食味・品質基準の検査を行い、その結果を推進本部長へ報告する。
- (3) 基準を満たさないものとして自主的に仕分けを行った米及びふるい下米も含め、収穫した全量を、出荷契約を締結した集荷事業者へ出荷すること。
- (4) 種子及び苗の譲渡や自家採種は行わないこと。
- (5) 事故等が発生した際の対応は下記のとおりとする。
 - ① 生産、流通及び販売等において、当該生産物に係る事故又は苦情等（以下「事故等」という。）が発生したときは、研究会の長がその責任を負うものとし、当該研究会の長は、当該事故等の解決に向けて誠実に対処する。
 - ② 研究会の長は、事故等が発生したときは、当該事故等の内容及び解決のために講じた措置等について、事故等報告書により、推進本部長あて報告する。

（認定・登録手続き）

第4条 認定・登録審査の手続きは、以下のとおりとする。

- 2 推進本部長は、毎年度、一定の期間を設けて登録を希望する研究会の申請を募集する。
- 3 登録を受けようとする研究会の長は、作付を希望する前年度において、推進本部長が指定する時期までに、「福、笑い」研究会登録申請書（様式第1号）及び「福、笑い」生産・販売計画書（様式第2号）に研究会の定款又は規約を添えて、原則として、研究会の事務局の所在地を管轄する県農林事務所を経由して、推進本部長に提出する。
- 4 推進本部長は、申請内容を補足する必要があると認めるときは、研究会の長に対して追加の資料提出等を求めることができる。
- 5 推進本部長は、要件を満たしていると認めた場合、「福、笑い」研究会として認定・登録し、研究会登録通知書（様式第3-1号）により研究会の長に通知するとともに、研究会登録証（様式第4号）を交付する。
- 6 推進本部長は、申請内容が要件を満たさない場合は、「福、笑い」研究会非登録通知書（様式第3-2号）により研究会の長に通知するものとする。
- 7 登録の有効期間は、登録の決定を受けた日から翌年度の3月31日までとする。

（登録の変更）

第5条 研究会の長は、申請書類に記載した内容に変更が生じた場合は、速やかに、推進本部長に「福、笑い」研究会登録変更届（様式第5号）を提出するものとする。

（登録の廃止）

第6条 研究会の長は、次に掲げる事項が生じた場合には、速やかに推進本部長に「福、笑い」研究会廃止届出書（様式第6号）を提出するものとする。

- (1) 生産又は販売を中止又は廃止したとき。
- (2) 研究会を解散したとき。

(登録の取消)

第7条 推進本部長は、研究会が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは登録を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請により登録を受けたとき。
- (2) 推進本部長が求める報告を正当な理由がなく拒否したとき。
- (3) 「福、笑い」のブランド化の推進に係る重大な支障を及ぼす行為があったと判断したとき。

(生産・販売実績等の報告)

第8条 研究会の長は、当該研究会の「福、笑い」の出荷に係る実績について、作付した年の10月1日から翌年2月末日までの状況を同年3月10日までに「福、笑い」生産・販売実績報告書(様式第7号)により推進本部長に報告するものとする。

2 推進本部長は、必要があると認めるときは、登録を受けた研究会の長に対して「福、笑い」に係る報告等を求めることができる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和2年3月5日から施行する。

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

この要綱は、令和5年9月20日から施行し、令和6年産米から適用する。